

ご注意ください。

納税通知書には、「納期限」と「指定期限」があります。

軽自動車税

固定資産税・都市計画税

町民税・県民税

ここに記載の納期限までにお支払ください

※画像はイメージです。実際の納付書とは異なる場合があります。

ここに記載の納期限までにお支払ください

指定期限は納期限ではありません

指定期限は納期限ではありません

「指定期限」は、コンビニ等での納付や、キャッシュレス決済が可能な**利用期限**です。

「納期限」はその税金を納める期日です。期限を過ぎると、その数に応じた**延滞金**が加算されることがあります。

令和5年度	通知書発送	第1期	第2期	第3期	第4期
町民税・県民税	6月中旬	6月30日	8月31日	10月31日	1月31日
固定資産税	5月上旬	5月31日	7月31日	10月2日	12月25日
軽自動車税	5月上旬	5月31日			